

## 【暮らし・持ち物安心プラン(B,C)】

※【C】の新規申込受付は終了しました。

### ●商品の仕組みおよび補償内容等

#### (1)商品の仕組み

##### <携行品損害補償>

動産総合保険普通保険約款に携行品一式契約特約、電氣的・機械的事故対象外特約、臨時費用対象外特約等をセットした商品です。

##### <個人賠償責任補償>

賠償責任保険普通保険約款に個人特別約款等をセットした商品です。

##### <携行品損害補償>

盗難・破損などの偶然な事故により携行品に損害が生じた場合に、保険金をお支払いします。

##### <個人賠償責任補償>

住宅の所有・使用・管理または被保険者の日常生活に起因した事故により、他人にケガをさせたり他人のものを壊して法律上の賠償責任を負った場合に、保険金をお支払いします。

#### (2)被保険者(保険の対象となる方)の範囲

	携行品損害	個人賠償責任
本人	○	○
配偶者	—	○
親族	—	○

※本人とは、カード会員ご本人をいいます。

※配偶者には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。

※親族とは、本人またはその配偶者の同居の親族(6親等内の血族および3親等内の姻族)、本人またはその配偶者の別居の未婚(婚姻歴がない)ことをいいます。の子をいいます。

※本人とその他の被保険者の続柄は、事故発生時点の続柄をいいます。

#### (3)補償内容

「保険金をお支払いする主な場合」「保険金をお支払いできない主な場合」は次のとおりです。詳細は普通保険約款・特約をご覧ください。

携行品損害補償	保険金をお支払いする主な場合
	携行品(注1)が、日本国内において、盗難・破損・火災などの偶然な事故によって損害を被った場合に、損害額(注2)から、1回の事故につき自己負担額5,000円を差し引いた額をお支払いします。ただし、現金、乗車券など(注3)については基本コース【B】は合計3万円、充実コース【C】は合計20万円が限度となり、お支払いする保険金の総額は基本コース【B】は合計10万円、充実コース【C】は合計20万円が保険期間中の限度となります。(注1)カードに登録された住所の住宅(物置、車庫その他の付属建物を含み、敷地は含みません。)から被保険者によって一時的に持ち出され携行している家財(被保険者および被保険者と生計を共にする同居の親族が所有しているものにすぎず)を指します。ただし、以下については対象外となります。 (1)船舶(ヨット、モーターボート、水上オートバイおよびボートを含みます。)、航空機、自動車、原動機付自転車、雪上オートバイ、ゴーカート、自転車、ハンググライダー、サーフボード、スノーボード、ラジオコントロール模型その他これらに準ずるものおよびこれらの付属品 (2)携帯電話、スマートフォン、ノート型パソコン、タブレット端末その他これらに類するものおよびこれらの付属品 (3)義歯、義肢、コンタクトレンズその他これらに準ずるもの (4)動物および植物 (5)稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに準ずるもの (注2)損害額は全損の場合は時価額を基準とし、全損以外の場合は事故発生直前の状態にもとずために必要な修理費(時価額限度)を基準として決定します。なお、全損とは修理ができない場合、または修理費が時価額以上になる場合をいいます。

(注3)次のものを指します。

(1)現金、手形、小切手、その他の有価証券、印紙、切手、乗車券等(鉄道・バス・船舶・航空機の乗車船券・航空券・宿泊券・観光券、および旅行券をいいます。)、旅行者用小切手およびあらゆる種類のチケット (2)預金証書または貯金証書(通帳・キャッシュカードを含みます。)、クレジットカードその他これらに準ずるもの (3)貴金属、宝石、書画、骨董、彫刻、美術品、その他これらに準ずるもの (4)定期券

#### 携行品損害補償

##### 保険金をお支払いできない主な場合

(1)被保険者または保険金受取人の故意もしくは重大な過失または法令違反による損害 (2)保険の対象自体に内在する欠陥・自然の消耗・さび・変色・虫食いなどによる損害 (3)加工着手後に生じた損害 (4)戦争・変乱・暴動による損害 (5)地震・噴火・津波・水災による損害 (6)修理、清掃中などの作業上の過失または技術の拙劣による損害 (7)偶然な外来の事故によらない電気的作用や機械の稼働に伴う電氣的・機械的事故による損害 (8)詐欺または横領による損害 (9)置き忘れ(注4)、紛失による損害(置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。)(10)管球類(真空管・ブラウン管・電球等)に単独に生じた損害 (11)美術品、宝石・貴金属等の価値の低下 など  
(注4)携行品を置いた状態で、その事実または置いた場所を忘れることをいいます。

##### 保険金をお支払いする主な場合

日本国内において発生した次に掲げる事故により、被保険者が、他人の生命もしくは身体を害し、またはその財物を滅失、き損もしくは汚損した場合において、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害賠償金(治療費、休業損害、慰謝料、修理費等)および費用(応急手当、緊急処置などの費用、訴訟費用や弁護士報酬など)を保険金としてお支払いします。

(1)住宅(注5)の所有、使用または管理に起因する偶然な事故

(2)被保険者の日常生活に起因する偶然な事故

ただし、1回の事故で損害賠償金に対して支払う保険金は、保険金額(基本コース【B】、充実コース【C】ともに1億円)が限度です。損害賠償金の金額が保険金額を超える場合の訴訟費用等は保険金額の損害賠償金に対する割合によります。

(注5)会員ご本人の居住の用に供される住宅をいい、別荘等一時的に居住の用に供される住宅を含みます。また、この住宅の敷地内の動産および不動産を含みます。

※本人が未成年または本人、配偶者、親族が責任無能力者の場合で、これらの方の行為により親権者またはその他の法定監督義務者等が賠償責任を負ったときも保険金をお支払いします。

※損害賠償金および費用の決定については、事前に保険会社の承認が必要です。※修理費および再調達に要する費用については、その被害にあった財物の時価額を超えない範囲でお支払いします。

※法律上の損害賠償金とは別に被保険者が支払った見舞金、罰金、違約金および懲罰的賠償金等は、保険金のお支払い対象となりません。

#### 個人賠償責任補償

##### 保険金をお支払いできない主な場合

(1)被保険者の故意 (2)地震または噴火これらによる津波 (3)被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任 (4)被保険者の同居する親族に対する損害賠償責任 (5)被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物について正当な権利を有する方に対して負担する損害賠償責任 (他人から借りた物、預かった物に対する損害賠償責任) (6)被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任 (7)船舶、自動車(ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます(注6。))、原動機付自転車、航空機、銃器などの所有、使用、管理に起因する損害賠償責任 など (注6)ゴルフカート自体の損害に対する賠償責任については、保険金をお支払いできません。